

市民参加プロセス計画書：岡崎市犯罪被害者等支援条例の制定

Ｑ・そもそも、なぜこの計画又は事業が必要なのか？計画策定又は事業推進により解決したい課題は何か？

犯罪被害者やその家族の方々を支え、安全に安心して暮らせる社会の実現に向けて、犯罪被害者等に寄り添った誰一人取り残さない継続的な支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援に関する市の方針や責務を明確化し、市の指針となる犯罪被害者等支援条例の制定に向けて取組む必要があります。

	実施時期（年月）	具体的な市民参加手法・実施場所・実施回数など	対象者（対象とした理由）	・提供する情報 ・聴取したい情報	目的（何についてどこまで合意形成したいか）
検討段階					
	本条例は、犯罪被害者基本法及び愛知県犯罪被害者等支援条例を踏まえ、犯罪被害者やその家族への具体的な支援について検討する段階から市民参加を実践することとします。				
構想段階					
計画段階	令和５年３月	関係団体ヒアリング	犯罪被害者やその家族からの相談業務や支援活動を実施している団体	市民相談窓口の相談状況及び相談対応における課題	犯罪被害者等が抱える問題や支援が必要な取組について情報収集する
	令和５年７月	関係団体等ヒアリング	犯罪被害者やその家族からの相談業務や支援活動を実施している団体及び有識者	条例（素案）	犯罪被害者等が抱える問題や支援が必要な取組について情報収集する
	令和５年10月	パブリックコメント	全市民（パブリックコメントは誰からの意見も受け付けるため）	・条例（案） ・条例（案）に対する意見	条例（案）の内容に対する合意を得る。
実施・運用段階					